

一般社団法人 大阪府ラグビーフットボール協会

定 款

一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪府大阪市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府におけるラグビーフットボール競技の普及、振興を通じて、府民の体力向上とスポーツパーソンシップの涵養を図り、もって地域の青少年の健全育成とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ラグビーフットボールの普及発展に関する企画及び指導
- (2) ラグビーフットボールの技術向上や安全・インテグリティ対策の推進に関する企画、指導及び各種講習会等の実施
- (3) 大阪府を代表するラグビーフットボールの競技団体として、公益財団法人大阪府スポーツ協会へ加盟及びその構成員として必要な事業
- (4) 大阪府内におけるラグビーフットボールチーム及び競技者、レフリー、コーチ資格者の登録に関する事務
- (5) 大阪府内におけるラグビーフットボールの大会・試合の主催、指導及びあっせん等
- (6) 各カテゴリーにおける大阪府を代表するチームの招集、強化およびラグビーフットボールの国内大会、試合への派遣
- (7) ラグビーフットボールの競技規則等の普及、浸透等
- (8) レフリー及びコーチ資格者の養成、指導等
- (9) 記録の収録・保存及び機関誌・パンフレット等の刊行等
- (10) ラグビーフットボールに関する調査、研究、情報収集及び広報等
- (11) 大阪府内におけるラグビーフットボールに係る団体の指導、助言、連携等
- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者
- (2) 一般会員 この法人が主催、主管する競技会等への参加等を主とする個人または団体
- (3) 特別会員 この法人の理事会から推薦された個人又は団体であって、特別会員になることを承諾した者
- (4) 賛助会員 この法人に援助を与えることに賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の賛助会員となった者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

(資格の取得)

第6条 この法人の会員（特別会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める額をこの法人に支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会しようとする者は、事前に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (4) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(一般会員の資格)

第11条 第5条に規定する一般会員である団体（以下、この一般会員を「チーム会員」とい

う。)はラグビーフットボールを競技する団体であって、その団体の本拠が大阪府内にあるものに限る。

2 チーム会員は日本ラグビーフットボール協会の規約に定めるチーム種別に則り、チーム登録しなければならない。

3 個人の一般会員は、チーム会員の構成メンバーとして、日本ラグビーフットボール協会の定める競技者個人登録を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長(第21条に規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会

員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を理事長、1名を書記長、1名を会計とする。
- 3 前項のほか、理事の中から必要な職を置くことができる。
- 4 第2項の会長を一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、書記長及び会計並びに第3項の職にある理事（以下、「副会長等」という。）を、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様と

する。

- 6 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長等は理事会の決議によって選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により、会長及び副会長等の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の弁償をすることができる。

(役員責任の免除)

第28条 この法人は、一般法人法第111条第1項に規定する理事又は監事の責任について、理事又は監事が同法第114条1項に規定する要件に該当する場合、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事の責任の免除に関する前項の議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

(名誉会長、顧問等)

第29条 この法人に、法人の円滑な運営及び第3条の目的を達成するため、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。

3 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長又は理事会の諮問に応じて意見を述べるることができる。

4 参与は、理事会の諮問に応じて意見を述べるることができる。

5 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与の任期は、第25条第1項の規定を準用する。

6 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び副会長等の選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(決議)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 この法人の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則により定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第36条 この法人の事業を推進するため、部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(定款の施行日)

第49条 この定款は、この法人の設立登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、この法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第51条 この法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

住所

設立時社員 花折昌治

住所

設立時社員 天野寛之

住所

設立時社員 尼田勝彦

(設立時役員)

第52条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 花折昌治、天野寛之、尼田勝彦、徳野寛二、武田康彦

設立時代表理事 花折昌治

設立時監事 秦 雅彦

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会 設立のため、設立時社員 花折昌治
天野寛之 尼田勝彦 はこの定款を作成し、記名押印する。

令和3年3月15日

設立時社員 花折 昌治

設立時社員 天野 寛之

設立時社員 尼田 勝彦